所有者等の探索再開する旨の開始等について(お知らせ)

下記2の土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年2月12日 津地方法務局桑名支局 登記官 西川 昌樹 記

- 1 手続番号(中止前の手続番号)1923-2024-0022(1923-2024-0018)
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 桑名市大字福島字北小島414番
- 3 地目

田

- 4 地積
  - 99平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先

 $\mp 511 - 0912$ 

桑名市星見ケ丘一丁目101番地2 (桑名法務総合庁舎)

津地方法務局 桑名支局

電話番号 0594-32-5363

お問合せ先 津地方法務局不動産登記部門 電話番号 059-228-4372